

告 示

埼玉県告示第七百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

岡安ビル

埼玉県越谷市赤山町二百七十一 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークマート 代表取締役 杉伸一郎

東京都港区芝公園四 一 四

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県広島市西条町大字吉行字向一 六十

根岸直行

埼玉県岩槻市諏訪二 二 二十四

マルシン商事株式会社 代表取締役 赤崎二三男

埼玉県草加市高砂二 七 一

有限会社村田屋 代表取締役 村田賢伸

埼玉県川口市西川口六 八 三十三

有限会社浦和寿 代表取締役 小川賢治

埼玉県さいたま市中島三 三 二十九

有賀昌博

東京都板橋区幸町三十五 七

（変更後）株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八 八

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一 四 十四

有限会社サンジェリーナ 代表取締役 櫻井浩二

埼玉県川口市新井宿十二 一

八 変更年月日

平成十六年五月二十八日外

二 届出年月日

平成二十四年十二月七日

二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課